

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税の賦課徴収に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

真庭市は、地方税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岡山県真庭市長

公表日

令和5年7月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の賦課徴収に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及び条例に基づき、地方税のうち市税の賦課徴収等に関する事務を行う。</p> <p>①納税義務者・国税庁等からの申告情報及び届出等による課税管理事務 （市民税・県民税、法人市民税、軽自動車税、国民健康保険税、固定資産税）</p> <p>②課税の情報による収納、還付、充当等を行う収納管理事務</p> <p>③滞納者情報による滞納整理を行う滞納管理事務</p> <p>④納税義務者等からの要請に応じ、賦課収納情報から税に関する証明書等の発行事務</p> <p>真庭市は、本事務における特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申告・届出又は調査により課税し、納税通知書を送付する事務 ・納付された税金を市の歳入として受け入れる事務 ・納付額が課税額より多い場合は超過額を還付、納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後に、滞納整理を行う等の事務 <p>【詳細】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①課税対象者情報の準備 ②申告等情報の受理 ③他自治体等からの税務調査の回答、他自治体等への税務調査の実施 ④申告等に基づく賦課徴収 ⑤住民登録外の課税に伴う他自治体等への通知 ⑥課税内容に係る納税義務者へ納税通知書の送付 ⑦納税義務者・給与支払者等からの各種申請・届出書の受理 ⑧減免申請書の受理、承認、却下及び決定並びに通知 ⑨他市課税者の資料回送 ⑩賦課収納情報に基づく税に関する証明書等の発行 ⑪納税義務者が納付書にて納付した事実について、領収済通知書による確認 ⑫納税義務者が口座振替により納付した事実について、金融機関からの情報による確認 ⑬納付超過額の還付 ⑭納税義務者の滞納等に係る督促状の送付 ⑮滞納整理
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 税オンラインシステム 2. 国税連携システム(eLTAX) 3. 審査システム(eLTAX) 4. 土地評価支援システム 5. 家屋評価計算システム 6. 滞納整理支援システム 7. 申告受付支援システム 8. 帳票管理システム 9. 団体内統合宛名システム 10. 番号連携サーバ 11. 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)個人住民税情報ファイル (2)法人住民税情報ファイル (3)国民健康保険税情報ファイル (4)固定資産税情報ファイル (5)軽自動車税情報ファイル (6)収納管理情報ファイル (7)滞納管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) ・第9条(利用範囲) 別表第一の16の項 2. 地方税法(昭和25年法律第226号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、所得税法(昭和40年法律第33号)、国税通則法(昭和37年法律第66号)等にて該当する条項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>

②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 27の項</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、 48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、 94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	真庭市総務部総務課 岡山県真庭市久世2927番地2 0867-42-1111(代)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	真庭市総務部税務課 岡山県真庭市久世2927番地2 0867-42-1114

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない